

# 湯梨浜町通学路交通安全点検プログラム

令和3年4月改訂

湯梨浜町通学路の安全確保に係る連絡協議会

(目的)

1. 湯梨浜町通学路交通安全プログラムの目的

全国で登下校途中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 5 月に関係機関と連携して小中学校通学路の緊急合同点検を実施し、湯梨浜町通学路交通安全プログラム（以下、本プログラム）を策定します。

本プログラムに基づいて毎年同様の点検を実施し、必要な対策内容について関係機関と協議を行うとともに児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

(組織)

2. 通学路交通の安全確保に係る連絡協議会の設置

本プログラムの具現化を図るため、以下をメンバーとする「湯梨浜町通学路の安全確保に係る連絡協議会」を設置します。

湯梨浜町教育委員会

湯梨浜町建設水道課

湯梨浜町総務課

湯梨浜町立小中学校長およびPTA

倉吉警察署

中部総合事務所県土整備局

国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所

(方針)

3. 取り組み方針

◆基本的な考え方

各学校から報告があった危険個所について関係機関が連携して合同点検を行ない、対策の検討・実施、効果の把握による改善・充実に努めるものとします。

◆合同点検

湯梨浜町教育委員会が関係機関と調整し、毎年 9 月までに実施します。

◆対策の検討・実施

点検の結果、対策が必要とされた個所については、歩道の確保、カーブミラーの設置などのハード対策や、交通規制、交通安全教育などのソフト対策など、具体的な対策メニューを検討・実施します。

◆効果の把握と対策の改善・充実

対策を実施した個所は、各学校が安全性の向上にかかる効果把握を行って町教育委員会へ報告するものとし、必要に応じてさらなる改善・充実に努めます。

(公表)

4. 個所図、一覧の公表

通学路の安全対策の推進状況は、「対策箇所一覧表」及び「対策個所図」を作成し公表します。

添付資料

別添 1：対策箇所一覧

別添 2：対策個所図